

第1560回 (12月8日)

農業法人に関する制度面からの一考察

堀 越 孝 良

農業法人（農業を行う法人）制度は、次の3つ系譜が合流したものと考えることができる。第1は、方便として法人組織を利用する流れであり、昭和32年に徳島県の蜜柑農家が税金対策として法人化を進めたことによって顕在化した。昭和37年の農業法人の制度化は、この動きがきっかけとなった。

第2は、農業経営の理想形態として協業経営を捉え、その法的主体として農業法人を考える流れである。こうした協業経営は、オーエン、フーリエなどによって試みられたといえることができるが、農林漁業基本問題調査会ではこれに積極的な評価を与えた。日本における実例は、戦後開拓の中に見つけだされて、基本問題調査会に報告された。

第3は農協組織の内部組織として位置づけられる流れである。この流れは、昭和7年に法定化された農事実行組合にその源を発し、昭和22年の農業協同組合法制定に当たっては農業実行組合として検討されたものである。昭和37年の農業法人の制度化に際しては、調整の最後の段階で、農協組織の意見がゆらぎ、ややいびつな形で農業協同組合法に規定されることとなった。

また、立法過程をたどることによって、次のことが明らかになった。

第1；現在の農業生産法人制度は、農業基本法第17条の「協業の助長」を受けて規定されており、農業生産法人の諸要件は、「協業」の要件を定める規定でもある。しかるに、農事組合法人は「協同組織」であり、「協業」の要件のほかに、「協同組織」としての要件が定められている。一方、「協業」と「協同組織」の組織としての差は認め難く、農事組合法人については、会社形態の農業法人に比べて強い法的規制を受ける結果となっている。

協業ということ重視するならば、農事組合法人に関してだけ、事業要件等を緩和するという選択枝も考えられる。

第2；農業法人制度の立案に関しては、農業団体との調整が不可欠であるが、特に農協組織との調整に難航した。このことの跡は、次のような点に残っている。

農業協同組合法第72条の8第1項第1号の事業を行ういわゆる1号法人は、農業協同組合の要望した協同小組合の事業が縮小されたものであると考えることができる。しかし1号の事業は、会社形態の農業生産法人についても農業経営の付帯事業として行うことができると解されており、また、農業生産法人としない会社も1号の事業を行える。従って、農事組合法人の行いうる事業として1号の事業を農業協同組合法に規定する意味は乏しく、この規定は農協組織がもっと広い事業を要望していた痕跡と考えられる。

非出資の1号法人がその債務を弁済しえなくなったときのその組合員の責任については、農業協同組合法に明文の規定がない。従って、責任問題が発生したときは、民法の組合の規定を類推適用し、無限責任と解すべきであると考ええる。この点に関し、農協組織は、協同小組合の組合員の責任を無限責任にせよとの主張を行っていたところであり、明文の規定を欠いているのは、農協組織の主張を加味した結果であると考えられる。

第3；農業法人制度は、先に述べた三つの系譜の合流の結果である。農業法人制度を単に方便と考え、規制緩和、あるいは経営の効率化の観点から、株式会社を農業生産法人の1形態として容認するのは疑問がある。